

主な異物の推定混入経路と時期

S / C : サプレッションチェンバー(圧力抑制室)  
D / W : ドライウェル(圧力抑制室上部)

プラント名	発見物品名	推定使用エリア及び作業	使用時期	推定異物混入経路(作業場所)	工具/機材
1	1F - 2 足場材 (足場パイプ クランプ3個)	S/C内作業で大量に足場を使用した。基準容器修理もしくは真空破壊弁リットスイッチ端子台修理の工事で足場材と考えられる。作業は2件ともS / C内で広範囲のエリアに及ぶものである。	H10/8 ~ H11/8	(S / C) S/Cマンホールより作業用足場材としてS/C内に持ち込まれ、S/C内で落下させたものと推定。	(4)
2	1F - 2 漏斗	S / C作業では漏斗を使用するような作業はない。	不明	(D / WまたはS / C) S/C内作業では漏斗を使用していないため、作業員が持ち込み物品に対する認識が十分でないまま持ち込み落下させたか、圧力抑制室マンホール脇を通行する際に落下させたものが、同マンホールの開口部の養生をすり抜けたのではないかと推定。	(1)
3	2F - 3 スパナ	弁点検、本設架台の取外し・取付などのS / C内作業で使用したと推定。	第11回定期検査 (H13/4)以降	(S / C) S / C内作業エリアから直接落下したものと推定。	(1)
4	2F - 4 スパナ	弁点検、本設架台の取外し・取付などのS / C内作業で使用したと推定。	第10回定期検査 (H12/8)以降	(S / C) S / C内作業エリアから直接落下したものと推定。	(1)
5	K - 1 ブライヤー	S / C、D / Wとも入域の際は必要な作業に応じて携帯すると推定。	不明	(D / WまたはS / C) D/W内で使用したと仮定した場合、ベント管上部の作業エリアから落下しベント管開口部を通過しS/Cに落ちたと推定。S/C内であれば直接落下したものと推定。	(1)
6	K - 1 リツク状の金具(アイボルト)	回収されたアイボルトは小型局所排風機移動用の吊りフックとして使用されている。S / C内作業では当該局排は使用しておらず、D / W内のPLR配管修理工事で使用され、アイボルトの無い局所排風機がR/B局所排風機置き場で確認されていることから0°付近で使用した局所排風機が考えられる。	今回 H15/2 ~ H15/8	(D / W) ベント管上部の作業エリアの局所排風機より脱落したアイボルトが落下しベント管開口部からS/Cに落ちたものと推定。	(1)
7	K - 1 ・グラインダ ・ポリ袋(グラインダが入っていた袋)	グラインダを所有していた会社はS/C内作業には従事していない。D / W内ではPLR配管修理工事に従事しており点検時期シール(12月を示す)の色及び発見位置から類推すると、PLR(A)ポンプ入り口付近におけるPLR配管修理工事で考えられる。	今回 H14/11/20 ~ 12/5	(D / W) H14/11/中から12/初にかけての作業において何らかの原因によりベント管の開口部からS/Cに落ちたものと推定。	(1)
8	K - 1 ケース入りビデオテープ	S / C内水中点検でのビデオ装置はS / C外に設置し、テープは持ち込んでいない。発見エリアから類推すると、PLR(A)配管修理工事で小型カメラにより異物確認を実施しビデオ撮影も行った。PLR(A)配管の内部ビデオ撮影を実施していること及び同作業で使用した録画ビデオテープとロット番号が一致する事から当該エリアでのPLR配管修理工事で考えられる。	今回 H15/8/1,2,3	(D / W) ベント管上部のビデオデッキ置き場よりベント管開口部からS/Cに落ちたものと推定。	(1)
9	K - 1 防塵マスク	S / C内の発見エリア、マスク所持者のシール、工事時期から類推すると、主蒸気配管下(主蒸気隔離弁下部)付近での定検準備工事が考えられる。	H13/5/11(保温取外) H13/6/8,9(保温復旧)	(D / W) ベント管上部の作業エリアより落下しベント管開口部からS/Cに落ちたものと推定。	(1)
10	K - 1 懐中電灯	S / C、D / Wとも入域の際は必要な作業に応じて携帯している。	不明	(D / WまたはS / C) D/W内で使用したと仮定した場合、ベント管上部の作業エリアから落下しベント管開口部を通過しS/Cに落ちたと推定。 S/C内であれば直接落下したものと推定。	(1)
11	K - 1 保温材カバー	形状からD / W冷却系の小口径配管用の保温材と推定される。S / C内発見エリア近傍のベント管付近でPLR配管修理準備工事で小口径配管用保温材を取り外しており、当該工事が考えられる。	今回 H15/2 ~ H15/10	(D / W) ベント管上部の作業エリアより落下しベント管開口部からS/Cに落ちたものと推定した。	(1)
12	K - 1 保温材	形状からD / W冷却系の小口径配管用の保温材と推定される。S / C内発見エリア近傍のベント管付近でPLR配管修理準備工事で小口径配管用保温材を取り外しており、当該工事が考えられる。	今回 H15/2 ~ H15/10	(D / W) ベント管上部の作業エリアより落下しベント管開口部からS/Cに落ちたものと推定した。	(1)
13	K - 1 作業靴(片足:左)	不明 (D / W内作業も含め一般的な管理区域B1である)	今回 H14/9 ~ H15/10	(D / W) S / C底部発見位置から推定するとD / Wベント管近傍のC区域入口靴履き替え場所からS/Cに落ちたものと推定。	(1)
14	K - 1 作業靴(片足:右)	不明 (S / C、D / W内作業も含め一般的な管理区域B2である)	今回 H14/9 ~ H15/10	(S / C) 当該靴が水面に浮いていた発見状況からベント管からの混入は考えづらい。 S / C内が全面B2区域であることからS / C内で落下した可能性が高いものと推定。	(1)
15	K - 3 ビニール袋 (スミヤ紙入り)	スミヤ紙には「弁座上」、「ステム」等のスミヤ採取位置が記載されていることから、D/W内弁点検作業時に使用したものと推定。	H13/4 ~ H13/7	(D / W) D/W内弁点検作業にともない、スミヤ採取したる紙をビニール袋に入れたものが誤ってベント管開口部に落下したものと推定。	(1)
16	K - 7 ビニールシート	ビニールシートは青色をしており、下部ドライウェルとオペフロ以外使用していないことから、インターナルポンプ点検準備作業として下部ドライウェルの養生に使用したものと推定。	今回 H15/9	(D / W) インターナルポンプ点検にともない下部D / W養生準備作業中に連通孔付近に仮置きしたビニールシートがベント管内に落下し、S / C水位を低下させた際にベント管よりS / Cに流入したものと推定。	(1)

(その他) ・革製携帯用工具ケース(1F - 4)は、使用用途が不明で、所有者の判別ができず、作業会社、工事件名を特定できなかった。(1)

・ペン、ワイヤーブラシ(2F - 2)については所有者の判別ができないので、作業会社、工事件名を特定できなかった。(2)

・ボールペン2本(1F - 6)については、個人の持ち込みであり、ドライウェル内の工事の際発生したものが、養生をしていないベント管を通じて、または圧力抑制室内の定例的な工事の際、落下したものと推定。(2)

・ボックスレンチソケット(K - 2)については所有者の判別ができないので、作業会社、工事件名を特定できなかった。(1)

\* ( ) : 内個数